

# 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

## ①第三者評価機関情報

評価機関名：	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
訪問調査実施期間：	平成23年12月12日（月）

## ②事業者情報

名称：	社会福祉法人 鳥取こども学園 鳥取こども学園 希望館	種別：	情緒障害児短期治療施設
代表者氏名：	理事長 尾崎 淑子	定員（利用人数）：	入所部門30名（29名） 通所部門15名（10名）
所在地：	鳥取県鳥取市立川町5丁目417番地	TEL	（0857）21-9551

## ③総 評

### ◇特に評価の高い点

鳥取こども学園希望館は、平成6年4月に設立された県内唯一の情緒障害児短期治療施設です。ホーム制がとられ、1ホームあたり7～8人の年齢の異なる利用者と職員が起居をともにしながら、愛着関係を育てるように取り組まれています。

利用者の意見表明権を保障する場として、利用者の自治組織にあたる中高生会や小学生会を支援・育成されています。施設への要望や、自分たちの生活のルール作りなども話し合われており、自律性や問題解決能力、協調性の成長にもつなげられています。

東中学校区心豊かな子どもを育てる会への参加や、発達障がい児とその親の会（21世紀の龍馬を支える会）の支援活動や子どもの虐待防止ネットワーク鳥取の事務局運営など、地域住民や関係機関と積極的に連携されています。

### ◇改善を求められる点

- ①現在取り組まれている就業状況の改善と連動させ、人材プランの確立やキャリアアップ研修計画が策定されることが望まれます。
- ②ヒヤリハット集の作成による事例の収集・分析に取り組まれることを期待します。
- ③経営上の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報を得るためにも、外部監査の実施が望まれます。

## ④第三者評価結果に対する事業者のコメント

平成19年度に初めて受審し、今回が3回目の受審でしたが、毎回自己評価の難しさと重要性を感じています。

評価については、ガイドライン（判断基準）の中に、この項目は必須などの重要な要件が分かりやすく示してあると自己評価の際に参考になると同時に、マニュアルなどの必要性について組織的な検討を行う際の参考となります。また、改善点としてご指摘いただいた内容については引き続き改善に向け努力して参りたいと思います。

## ⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

別紙のとおり

# 福祉サービス第三者評価結果

※すべての評価項目（53項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

### Ⅰ-1 理念・基本方針

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c	①理念は施設の特性であるキリスト教精神を基調とし、受容性や健全育成など、児童福祉施設としての使命や役割が反映されています。法人の運営規程に明示されているほか、要覧や事業計画に記載されています。 ②理念に基づいた基本方針（運営方針）も、施設管理運営規程に明示されています。
Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c	
Ⅰ-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c	①理念・基本方針が記載されている施設管理運営規程は事業計画書とともに全職員に配布され、新任研修でも配布し説明されています。 ②利用者にもホーム会などを通じて話し、周知されています。保護者への周知は、入所の時点で口頭で説明されていますが、より理解を得るため、保護者向けの広報物の充実などの取り組みを期待します。
Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a・Ⓑ・c	

### Ⅰ-2 事業計画の策定

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a・Ⓑ・c	①法人として第1次5ヵ年、第2次5ヵ年の10ヵ年計画が策定されていますが、中・長期の収支計画については、策定されていません。財務分析プロジェクトチーム等の取り組みを通して策定されることを期待します。 ②現在は中・長期計画における第1次計画の4年目にあたり、通所部門の支援強化など、単年度の事業計画が策定されていますが、中・長期の収支計画も反映されることが望まれます。
Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・Ⓑ・c	
Ⅰ-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
Ⅰ-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c	①事業計画は法人全体の原案をもとに、施設独自の部分を、ホーム長会議で各ホームの職員から挙げられた意見を集約しながら管理者が作成されています。 ②完成した事業計画は職員に配布され、合同職員会で説明されており、見直しについては10月の法人の運営委員会で協議されています。 ③利用者にはホーム会で口頭による説明がなされていますが、保護者に対しては全体へ説明できる保護者会等の機会がなく、個別で連絡をする中で説明がなされています。保護者向けの広報物の充実などの取り組みを期待します。
Ⅰ-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c	
Ⅰ-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a・Ⓑ・c	

## I-3 管理者の責任とリーダーシップ

評価項目	第三者評価結果	コメント
I-3-1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-1-1) ① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	㉠・b・c	①管理者は施設の業務の総括者であることが施設管理運営規程に明示されており、生活支援指針においても入所児童・家族への面接を行うことなど役割が記載されています。朝会や職員会でも自らの役割について表明されています。 ②法令等については、全国情緒障害児短期治療施設協議会(以下「全情短」)などから法改正等の情報を得て、解説を交えて職員に周知するなどの取り組みが行われています。
I-3-1-1) ② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c	
I-3-2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-2-1) ① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	㉠・b・c	①管理者は率先して生活支援指針の見直しなど、サービスの質の向上に取り組みます。また、「業務管理・自己開発ノート」を作成して職員と面談し、職員の声の聞き取りやスキルアップに努めておられます。 ②管理者は法人内の財務分析プロジェクトチームや給与制度改革プロジェクトチームを組織し、経営状況の分析や改善に向けて取り組まれています。
I-3-2-1) ② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	㉠・b・c	

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

## Ⅱ-1 経営状況の把握

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-1-1) ① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	㉠・b・c	①社会福祉事業や児童福祉の動向などについては、鳥取県社会福祉施設経営者協議会(経営協)や全情短に加入して必要な情報を把握されています。地域のニーズについても外来相談や地域との連携の中で把握され、中・長期計画や事業計画に反映されています。 ②経営状況については、平成21年度に財務分析プロジェクトチームを組織し、分析や課題発見に取り組まれています。 ③外部監査は実施されていませんが、税理士による実施を検討されています。
Ⅱ-1-1-1) ② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	㉠・b・c	
Ⅱ-1-1-1) ③ 外部監査が実施されている。	a・b・㉢	

## Ⅱ-2 人材の確保・養成

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-1-1) ① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・b・㉢	①人材に関するプランは確立されていません。現在取り組まれている就業状況の改善と連動して、人員配置だけでなく質の向上も含めた人材プランが立てられることを期待します。 ②人事考課は実施されていません。
Ⅱ-2-1-1) ② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・b・㉢	

II-2-2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-2-1) 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	(a)・b・c	①休暇簿による有給休暇取得状況の確認のほか、業務管理・自己開発ノートを用いた管理者による面談で、職員の就業状況や意向の確認を実施されています。職員のリフレッシュ休暇(年3日)を新設するなど、改善の取り組みも実施されています。 ②福祉厚生については(財)鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンターに加入されています。職員の健康面の相談については、施設の精神科医、看護師が対応されています。
II-2-2-2) 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	(a)・b・c	
II-2-3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-3-1) 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	(a)・b・c	①職員の教育・研修に関する基本姿勢は、施設管理運営規程に明示されています。 ②管理者は職員ごとの「業務管理・自己開発ノート」を作成して職員と面談し、意向を把握して研修への参加を奨励されていますが、計画として不十分であり、個々の職員に対するキャリアアップ研修システムの確立を課題とされています。現在取り組まれている職員の就業状況の改善と連動して、研修計画が策定されることを期待します。 ③合同職員会で職員が研修内容を発表する機会はありますが、成果の評価・分析を実施し、研修計画へ反映される取り組みを期待します。
II-2-3-2) 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	a・(b)・c	
II-2-3-3) 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・b・(c)	
II-2-4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-4-1) 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a)・b・c	①実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢が明示され、受け入れられています。事業計画の中に実習受け入れ計画を定め、臨床心理士やセラピストの実習生を受け入れられています。

### II-3 安全管理

評価項目	第三者評価結果	コメント
II-3-1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
II-3-1-1) 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	(a)・b・c	①安全対策は「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」に定めるガイドラインに基づいて対策を講じられており、事故があったときは、職員は応急措置をとった後、直ちに施設長に報告して、必要な指示を受けることが施設管理運営規程に明示されています。感染症マニュアルも整備されています。 ②災害に対しては、法人内に防災委員会が設置され、災害や不審者を想定した訓練が年間計画に基づいて実施されています。設備面については、環境・施設委員会で点検活動や危険箇所のチェックを実施され、改修が行われています。 ③ヒヤリハット集を作成し、事例の収集によりリスクの把握や要因分析に取り組まれることを期待します。
II-3-1-2) 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	(a)・b・c	
II-3-1-3) 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a・b・(c)	

## II-4 地域との交流と連携

評価項目	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c	①地域社会との連携は運営方針の中に明示されており、10カ年中・長期計画の中で、友人や地域との交流の援助がミッションの1つに挙げられています。生活支援指針で具体的なルールを定めて、友人の訪問を積極的に受け入れられています。地域住民と交流する法人のイベントでは、利用者が自分達で考えた企画で参加することもあります。 ②体育館や地域交流ホームなど施設の一部を地域に開放されているほか、職員を子育て等の講師として派遣したり、精神科医やセラピストを中心とした外来相談も実施されています。 ③ボランティアの受け入れについては、マニュアルが作成されており、組織委員会も設置され、積極的に受け入れる体制を確立されています。
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c	
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c	①関係機関の一覧を作成し、施設内の各電話機の近くに備え付けておられます。 ②児童相談所とは年2回、学校とは毎月連絡会が開催されているほか、個別のケースについても適宜話し合われています。東中学校区心豊かな子どもを育てる会にも参加し、地域住民と連携しながら講演会やキャンプなどの活動を実施しておられます。子どもの虐待防止ネットワーク鳥取の事務局も運営されています。
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c	①精神科医やセラピストを中心とした外来相談を実施され、子どもたちに関するニーズを把握しておられます。東中学校区心豊かな子どもを育てる会にも参加し、地域住民や関係機関と連携しながらニーズの把握に努めておられます。 ②発達障がい児とその親の会（21世紀の龍馬を支える会）の支援活動や、子どもの虐待防止ネットワーク鳥取の事務局も運営されています。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c	

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	Ⓐ・b・c	①一人ひとりをありのままに受け入れる理念が、生活支援指針に生活支援の基本的な心構えとして明示されています。虐待防止についても生活支援指針に明示されています。 ②プライバシーの保護については「子どもの権利ノート」により利用者に説明されています。「学園のきまり」の中にも、居室への立ち入りについて許可を得ることなどが記載されています。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c	
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c	①ホーム会や中高生会、小学生会で積極的に利用者の意見を聞き取り、設備の改修や処遇改善につなげておられます。

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c	①利用者に「子どもの権利ノート」を配布し、意見を述べる権利について説明されています。また、利用者の意見表明権を保障する場として、中高生会や小学生会を支援・育成されているほか、意見箱をホーム内に設置されています。 ②施設としての苦情解決責任者、担当者、第三者委員を設置され、利用者に周知されており、苦情解決の手順も運営規程に明示されています。 ③利用者や保護者からの意見や提案については、内容に応じてホーム長、ブロック長、施設長と段階を踏んで対応されています。対応後のフィードバック方法なども含めた対応マニュアルの整備が望まれます。
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c	
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・Ⓑ・c	

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c	①平成19年度、平成21年度に続き、第三者評価を受審されています。自己評価は各ホームでそれぞれ作成したものを持ち寄って作成されています。 ②過去の評価を受けて課題を整理し、中・長期計画や、個人情報保護規程の策定など改善の取り組みが実施されています。
Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実行している。	Ⓐ・b・c	
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	Ⓐ・b・c	①支援の実施に関する標準的な指針は「生活支援指針」としてまとめられ、職員に配布されています。改定が行われる際には、合同職員会で説明し、改正点を全職員に周知されています。新規採用職員にも研修で説明されています。 ②生活支援指針は法人の運営委員会でも毎年見直しの実施が提起されており、平成23年度に改定が行われています。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c	
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c	①利用者ごとの日々の詳細な記録はケース記録として整備されており、鍵のかかる書棚に保管されています。 ②個人情報保護規程は策定されていますが、実践できる取り組みを今後の課題とされています。 ③利用者の状況に関する情報は、日々の朝会で各ホームから報告されており、毎週金曜日のケースカンファレンス会議で共有化されています。また、職員の交替時にはケース記録だけでなく、1時間かけて引継ぎを実施されています。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c	
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c	

## Ⅲ-3 サービスの開始・継続

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c	①ホームページを作成され、施設の情報を公開されています。見学や体験入所も実施されています。 ②児童相談所から措置入所の連絡があり次第、職員が出向いて児童本人と面談し、施設や支援について説明をされています。入所時には治療契約に同意を得るようにされています。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c	
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c	①家庭復帰や措置変更時は、児童相談所と協議のうえ、家庭、施設に職員が出向いて説明をされています。退所後のアフターケアとして、安定するまでの定期連絡や訪問などによる支援も実施されています。

## Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

評価項目	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c	①生活支援指針に定められた手続きに従い、児童相談所が作成した援助指針等資料を基に、施設側で追加聞き取りや調査をし、アセスメントを実施されています。その後、入所後の状況と照らし合わせながら、1ヶ月後に自立支援計画票を作成されています。
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c	①サービス実施計画にあたる自立支援計画票は、担当職員が原案を作成し、ホーム全職員、ブロック長、ドクターなどの参加によるケースカンファレンス会議で協議し作成されています。 ②評価・見直しは3ヶ月ごとにケースカンファレンス会議で実施されていますが、緊急の場合は、その都度見直しをされています。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c	

# 福祉サービス第三者評価結果 (付加基準—情緒障害児短期治療施設版—)

※すべての評価項目（38項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

## A-1 利用者の尊重

評価項目	第三者評価結果	コメント
A-1-（1）利用者の尊重		
A-1-（1）-① 施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設け、子どもの意見に応えている。	Ⓐ・b・c	①子どもの権利ノートを配布し、意見を表明できる権利について説明されています。また、利用者による中高生会や小学生会があり、設備や職員の処遇に関する要望や意見を表明できる機会となっています。寄せられた意見は朝会や職員会で協議され、改善につなげられています。
A-1-（1）-② 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治会活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c	②中高生会や小学生会で利用者同士の生活ルールについて話し合われています。
A-1-（1）-③ 施設の行う援助について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるように支援している。	Ⓐ・b・c	③措置が決まった利用者については、管理者や職員が事前に児童相談所へ赴き、施設や支援について説明されています。本人のモチベーションを最も重視し、それに基づいて自立支援計画を策定されています。
A-1-（1）-④ 多くの生活体験を積ませる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している。	a・Ⓑ・c	④ホームや法人の行事、キャンプなどの生活体験を通して、利用者の達成感や自己肯定感を養えるように支援されています。創作活動やグループ活動の取り組みを期待します。
A-1-（1）-⑤ 多くの人たちとのふれあいを通して、子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。	a・Ⓑ・c	⑤それぞれのホームには年齢の異なる利用者があり、兄弟のような雰囲気の中でお互いに触れ合うことができる生活環境とされています。利用者同士でトラブルがあったときは、自分たちで解決できるように支援されています。利用者や職員以外の高齢者など異世代の人との交流を期待します。
A-1-（1）-⑥ 子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。	Ⓐ・-・c	⑥本人の出生等の情報については、自分のヒストリーを確立するものとして重視されています。ケース会議で利用者の発達段階や状況を考慮して検討し、本人に提供されています。
A-1-（1）-⑦ 体罰を行わないよう徹底している。	Ⓐ・-・c	⑦平成23年度に改訂された生活支援指針には「施設内虐待の防止」が明記され、体罰の防止が徹底されています。
A-1-（1）-⑧ 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c	⑧生活支援指針の「施設内虐待の防止」には、利用者の尊厳を否定する言動の防止も含まれています。不適切な関わり等については中高生会などで意見を言えるようにされています。
A-1-（1）-⑨ 子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障されている。	Ⓐ・-・c	⑨国籍、信条、その他理由による差別的な扱いの禁止は施設管理運営規程に記載されています。キリスト教精神を基調とする施設ですが、あくまで家としての個性として扱っており、信教の自由を妨げてはられません。
A-1-（1）-⑩ 子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合のみ、適切に実施している。	Ⓐ・b・c	⑩行動の規制は、施設管理運営規程に従い、強い自傷行為や他の利用者、職員への加害行為など急迫した状況に限り実施されています。



## A-2 日常生活支援サービス

評価項目	第三者評価結果	コメント
2-(1) 援助の基本		
A-2-(1)-① 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	Ⓐ・b・c	①職員は基本理念の一つである受容性を尊重し、ホーム制の利点を活かして、職員が利用者とともに寝食をしながら、信頼関係を構築されています。 ②中高生会や小学校会で利用者が自分たちで生活のルールについて話し合うような支援をされています。
A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	Ⓐ・b・c	
2-(2) 食生活		
A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。	Ⓐ・b・c	①調理は法人で集中管理されていますが、各ホームに調理場と食堂があり、調理されたものを帰宅時間に併せて温め、家庭的な雰囲気の中で食事ができるようにされています。食事量やデザートの種類も選択できるようにされており、おいしく食事ができるように配慮されています。 ②部活動などで遅くなる利用者は、各ホームにある電子レンジで温めて食べるようにされています。 ③配膳や片づけは、発達段階に応じて利用者自身で行えるように支援されていますが、食品分類や栄養に関する知識などの食育を課題とされており、法人で「給食のあり方を考えるプロジェクト」を立ち上げ、検討されています。
A-2-(2)-② 子どもの生活時間にあわせた食事の時間が設定されている。	Ⓐ・-・c	
A-2-(2)-③ 発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。	a・Ⓑ・c	
2-(3) 衣生活		
A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。	Ⓐ・-・c	①衣服は措置費の中で提供されていますが、利用者が自分で選択できるようにされています。年齢が高い利用者の場合は一緒に買い物に行く支援もされています。 ②衣服の整理をする筆筒がそれぞれの居室に用意されており、利用者が発達段階に応じて自ら衣服の着替えや整理ができるようにされています。
A-2-(3)-② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように援助している。	Ⓐ・b・c	
2-(4) 住生活		
A-2-(4)-① 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。	Ⓐ・b・c	①利用者の居室には個別に学習机やロッカー、筆筒が設置されています。相部屋には互いにカーテンを引いてプライバシーが確保できるようにされています。安全面については、環境・施設委員会で点検が行われ、改修が実施されています。 ②居室の清掃や整理についても発達段階に応じて自分で実施できるように支援されています。
A-2-(4)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している。	Ⓐ・b・c	
2-(5) 衛生管理、健康管理、安全管理		
A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a・Ⓑ・c	①ホームごとに浴室や洗面所、洗濯機が設置されており、発達段階に応じて、日常生活における衛生・健康管理の習慣づけができるように支援されています。自転車の交通ルールなど安全面での自己管理の支援の取り組みを期待します。 ②精神科医や看護師を中心にかかりつけ医と連携しながら日常的な健康管理を実施されています。服薬は発達段階に応じて管理されています。 ③性教育はホーム会や個別面談を通じて正しい知識や理解について指導・助言されています。法人職員による「子どもの性を考える会」を組織され、主任看護師の指導のもと、職員自身の知識向上を図り、性教育のカリキュラムを検討されています。
A-2-(5)-② 各専門の医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	Ⓐ・b・c	
A-2-(5)-③ 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	Ⓐ・b・c	

2- (6) 問題行動に対する対応		
A-2- (6) -① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応している。	㉠・ b ・ c	①問題行動があった場合には、他の利用者の安全面を含めて、段階に応じてホールディング、タイムアウト等により対応され、因果関係の分析もケースカンファレンス等で協議されています。再受入れについてはホームの利用者の意向を確認し、措置変更については児童相談所と協議し対応されています。
A-2- (6) -② 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	㉠・ b ・ c	②保護者からの強引な引き取りについては、児童相談所と連携し、事前の情報に応じて登下校時の送迎や、施設内での移動など対応されています。
A-2- (6) -③ 施設内の子どもの間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。	㉠・ b ・ c	③ホーム制の利点を活かし、職員は暴力やいじめなどの兆候を、日常生活の中で早期発見し、朝会などで原因を探りながら個別対応されています。特に力関係の序列ができないように注意されています。
2- (7) 自主性、自律性を尊重した日常生活支援		
A-2- (7) -① 行事などのプログラムは、子どもが参画しやすいように計画・実施されている。	㉠・ b ・ c	①ホーム行事は、ホーム会を通じて利用者との話し合いで企画されています。地域との交流行事では、利用者が自分たちで企画した出店も行われています。
A-2- (7) -② 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。	㉠・ - ・ c	②休日は利用者の要望に沿って過ごせるように配慮されています。部活動やスポーツ少年団などに参加する利用者もおられます。
A-2- (7) -③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	㉠・ b ・ c	③利用者が「おこづかい帳」を記録することにより、自分で金銭管理ができるように支援されており、貯金等も奨励されています。
2- (8) 学習支援、進路指導等		
A-2- (7) -① 学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を行っている。	㉠・ b ・ c	①各利用者に学習机が整備されており、学習に専念できる個室も設置されています。学校との月1回の連絡会による情報共有のほか、学習ボランティアによる週2回の学習会や本人の希望による学習塾への通学（中学3年生）も実施されています。
A-2- (8) -② 学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」になった進路の自己決定ができるよう援助している。	㉠・ b ・ c	②進路については毎年12月に、中学校3年生など節目になる学年の利用者、保護者、児童相談所とともに家庭復帰も含めて進路相談を実施されています。
A-2- (8) -③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉠・ b ・ c	③職場実習や職場体験は、基本的に学校のカリキュラムの中で実施されていますが、施設でもアルバイト先の開拓などの支援をされています。
A-2- (8) -④ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。	㉠・ b ・ c	④学校との連絡会を定期的で開催されているほか、通所部門に併設されている中学校、小学校の分教室には学校から教員が派遣されています。
2- (9) メンタルヘルスおよび医師による治療		
A-2- (9) -① 被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉠・ b ・ c	①精神科医、セラピストを中心にカウンセリングを中心とした個別的な心理的支援を、ホーム職員とケースカンファレンスなどで連携しながら実施されています。
A-2- (9) -② 医師による治療が必要な子どもに対する適切な治療及び職員の援助を実施している。	㉠・ b ・ c	②精神科医と看護師がホーム職員と連携し、適切な治療を実施されています。
2- (10) 家族とのつながり		
A-2- (10) -① 児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりができています。	㉠・ b ・ c	①ブロック長、ホーム長、ホーム職員が連携をとり、家族との関係調整や児童相談所との協議をされています。
A-2- (10) -② 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	㉠・ b ・ c	②状況を見ながら土日の一時帰宅やゲストハウスでの家庭復帰の練習など、関係回復に向けた支援が積極的に取り組まれています。

2-(11) 家族への援助		
A-2-(11)-① 家族への援助をサービスとして位置づけ、積極的に取り組んでいる。	①・b・c	家族担当のセラピストやホーム職員が、必要に応じて保護者の支援をされています。ゲストハウスで家族が利用者と家庭復帰の練習をする支援もされています。
2-(12) 通所による援助		
A-2-(12)-① 生活指導や心理的ケアなどにより、通所による援助を積極的に行っている。	①・b・c	通所部門を設置し、併設する中学校や小学校の分教室による教育支援や、心理療法を実施されています。